

ボートレース福岡「外向発売所内売店」出店者公募要項

1. 公募の目的

福岡市（以下「市」という。）では、ボートレース福岡の敷地内において営業する外向発売所（ペラボート福岡）の利用者等の利便性向上及び施設の有効活用を図ることを目的とし、ボートレース福岡「外向発売所内売店」（以下「店舗」という。）の出店者を企画提案により公募します。

2. 外向発売所の概要

- | | |
|-----------|---------------------------------|
| (1) 住 所 | 福岡市中央区那の津一丁目7-5 |
| (2) 場 所 | 別添図面参照 |
| (3) 構 造 | 鉄骨2階建て |
| (4) 延床面積 | 2,814 m ² |
| (5) 用 途 | 舟券発売所 |
| (6) 営業日数 | 年間360日程度 |
| (7) 営業時間 | 午前7時30分～午後9時（売店営業時間 午前10時～午後9時） |
| (8) 利用者見込 | 1日平均 約1,500人 |

3. 店舗（貸付物件）の概要

- | | |
|---------|--|
| (1) 用 途 | 売店（コンビニエンスストア形式） |
| (2) 位 置 | 外向発売所1階内 |
| (3) 面 積 | ・62.52 m ²
・約2.34 m ² （自動販売機 2台設置用） |
| (4) 仕 様 | |
| ①内装 | 現状引き渡しのため、出店者の負担により必要な内装工事等を行うこと。
・床：コンクリート金コテ
・壁：t=12.5 石膏ボードのまま
・天井：t=9.5 化粧石膏ボード（不燃ジプトーン） |
| ②設備 | ・電源：単相100V、三相200V
（市が設置している既設の分電盤を使用すること）
・給水管：口径 25mm
・排水管：口径 50mm 程度
（市が設置している既設の取り付け口を使用すること） |

4. 貸付契約

地方自治法第238条の5の規定に基づく普通財産の貸付により出店するものとします。また、市と出店者が締結する契約は借地借家法（平成3年法律第90号）第38条に規定する定期建物賃貸借による契約とします。

貸付契約期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とし、貸付期間満了日をもって終了とし、更新はありません。

既存店舗の契約終了日以降、貸付開始可能日とします。既存店舗の撤去工事により、貸付開始可能日がずれる場合がありますが、貸付期間終了の変更は行いません。

店舗の開業期限は、貸付開始日から原則2か月以内とします。なお、店舗工事着手は貸付開始日から可能です。

5. 営業日・時間

営業日・時間は、外向発売所の営業日及び営業時間帯に合わせて営業を行うものとします。（営業日：年間360日程度、営業時間帯：午前10時～午後9時）なお、外向発売所の営業日及び営業時間帯は、発売レースにより変更する場合があります。

6. 貸付料

店舗の貸付料は、次のとおりとします。

（1） 貸付料月額

貸付料月額は、店舗における毎月の売上実績額（消費税及び地方消費税を含む。）に出店者が企画提案した貸付料率を乗じて得た額とします。

※ 貸付料の消費税相当分については、契約期間中に消費税率の改定があった場合は、改定後の消費税率により算定した額とします。

（2） 貸付料月額の最低限度額

貸付料月額には最低限度額を設けるものとします。上記（1）により算定した額が最低限度額を下回った場合は、当該最低限度額を貸付料月額とします。

この額は、本市公有財産規則に基づき別途定めます。

（令和8年度の最低限度額の月額は、83,190円（内消費税等7,562円）の予定です。）

（3） 納付期限

貸付料の納付期日は、年4期とし、4～6月分の貸付料月額を合計した額を第1期とし、納付期日を8月末とします。以下、納付期日を7～9月分を11月末日、10～12月分を2月末日、1～3月分を5月末日とします。

7. 自動販売機の設置

・販売品目は、飲料品とします。

・飲料品は、ペットボトル、紙パック及び紙コップでの販売とし、缶・酒類の販売は禁止とします。

・商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、出店者が行うこと。

また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

- ・衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。
- ・自動販売機を設置するにあたっては、据付面の状態を十分に確認した上で、転倒などの事故が発生しないよう安全に設置すること。
- ・自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については出店者の責において対応すること。
また、自動販売機には故障時等の連絡先を明記すること。
- ・これらの設置にかかる手続き及び費用等については、すべて出店者の責任及び負担とします。

8. たばこ・酒類の販売

(1) たばこ

原則として、対面販売としてください。

(2) 酒類

酒類の販売は、ビール、発泡酒、酎ハイ及びハイボール等、アルコール度数5.5%以下のものに限ります。紙又はプラスチック製の容器に移し替えて販売してください。

また、飲食は、飲食コーナーを利用するよう申し添えてください。（自動車・バイク・自転車等を運転する者へのアルコールの販売は法令により禁止されています。）

9. 取扱不可商品

- ・成人向け図書など公序良俗に反すると考えられる商品
- ・「ビン」類の商品

10. 商品価格の設定

販売品の売価は、標準販売価格（定価）の範囲内で出店者が任意に設定してください。

11. 営業に伴う関係法令上の手続き

店舗の営業に伴い、関係法令上必要となる諸官庁への申請・届出等については、すべて出店者の負担において行い、申請・届出等の状況を市に報告してください。

12. 商品の仕入れ管理方法

仕入れ商品については、安全性等信頼できる業者から仕入れることとし、販売商品の瑕疵については、出店者がすべて責任を負います。

また、商品の安全管理には十分配慮するとともに、取扱商品は適温管理を行い、鮮度・品質保持に努め、消費期限等を厳守してください。

13. 従業員に対する勤務体制

従業員の配置については、業務が円滑に遂行されるよう留意し適正に人員を配置してください。

14. 費用負担区分

別紙「費用負担一覧表」のとおりです。

15. 施設使用の条件

(1) 施設の使用制限

- ① 出店者は、貸付物件をコンビニ営業以外の用途に供することはできません。
- ② 出店者は、貸付に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、質入れ若しくは担保に供し、又は営業の委託若しくは名義貸し等をすることはできません。
- ③ 出店者は、店舗の営業を直接行うものとし、他の者にその運営を再委託することはできません。ただし、出店者の責任の基にフランチャイズ契約に基づき第三者（令和7年4月1日においてコンビニ事業を3年以上継続して運営している者）に運営を任せることができます。この場合、出店者は貸付契約締結前までに書面による市の承認を受ける必要があります。

なお、本要項において「出店者」とは、当該フランチャイズ契約に基づき運営を行う第三者を含むものとします。

(2) 出店者の義務

- ① 出店者は、善良な管理者の注意をもって店舗を使用してください。
- ② 出店者は、火災盗難などの事故防止、美観及び清掃の保持に努めるとともに、責任者を選定し万全を期さなければなりません。
- ③ 出店者には、店舗を使用して行う事業に伴う一切の責任があります。
- ④ 出店者は、市が店舗の管理上必要な事項を出店者に通知した場合は、その事項を遵守しなければなりません。
- ⑤ 出店者は、店舗の運営に当たっては、市の業務の迷惑とならないよう、十分に配慮しなければなりません。

(3) 防災上の配慮

- ① ガス及び裸火など火器類は使用できません。
- ② 出店にあたり関係する法令について、福岡市消防局と協議を行うものとします。

(4) 商品の搬入・廃棄物の搬出等

- ① 商品の搬入及び廃棄物の搬出については、指定されたエリアを使用して行うことができます。
- ② 営業時間外における商品の搬入・廃棄物の搬出等については、別途出店予定者と協議して決定します。

(5) 店舗内の清掃

店舗内の清掃、消毒は、出店者が行ってください。また、出店者が設置するゴミ箱の管理及びゴミ処理については、出店者の責任において適切に処理してください。

詳細については、出店予定者が決定後、協議し決定するものとします。

(6) 防犯対策

出店者は、店舗の防犯対策を自ら行うこととします。

(7) 定期報告

出店者は、外向発売所内売店売上げ実績報告書（様式7）を作成し、売店・自動販売機の売上内訳を添付のうえ、毎月10日までに前月の売上金額を報告することとします。

(8) その他

- ① BOATRACE 振興会が発行する BOATRACE ギフトポイントの利用について協力してください。
- ② 貸付物件以外に張り紙、看板等の表示又は掲出はできません。（ただし、市が許可した場合を除きます。）
- ③ その他、定めのない事項については、出店者と別途協議します。

16. 設備の諸条件

- (1) 営業に必要な内装及び設備等の設置については、出店者がすべて負担してください。
詳細については、出店者との協議により決定します。
- (2) 店舗の設計、整備、運営及び維持管理、修繕等に係る費用については、貸付料とは別に店者の負担とします。
- (3) 店舗で使用する電気・水道は、それぞれメーターを出店者の負担で取り付けてください。
また、検定期限を経過する前にメーターの交換が必要です。
- (4) 通信機器等については、出店者の負担において通信業者と直接契約してください。

17. 貸付条件

(1) 貸付契約

出店者は、定期建物賃貸借契約書を締結するものとします。また、事前に定期建物賃貸借契約説明書を取り交わし工事等の協議、開業準備を行っていただきます。

(2) 契約保証金

出店者は最低限度月額1年分（998,280円の予定）を、市が指定する日までに契約保証金として、市が指定する方法により支払うこととします。契約保証金は、退店時に出店者が行う原状回復が完了した後に出店者からの請求により返還するものとし、その際、滞納金、延滞金、もしくは違約金がある場合は、契約保証金から当該金額を差し引くこととします。
なお、契約保証金に利息は発生しません。

(3) 市の契約解除権

市は、以下のいずれかに該当する場合には、定期建物賃貸借契約を解除することができるものとします。この場合において、アに該当する場合を除き、出店者は市に対して異議を申し立て、又は損害賠償を請求することはできません。

ア 市、国、地方公共団体その他公共団体において公用・公共の用途・事業に使用するため必要になったとき

イ 出店者が、解散若しくは会社分割をし、又は他に合併されたとき

ウ 出店者が、指定された用途以外に貸付物件を使用したとき

エ 出店者が、指定する期日までに開業することができない場合

オ 出店者が、納付期限後3か月以上経過しても貸付料及び光熱水費等経費の納付を怠ったとき

- カ 出店者が、貸付契約に定める権利譲渡等の禁止に関する規定に違反したとき
- キ 出店者が、貸付契約に定める禁止行為に関する規定に違反したとき
- ク 出店者が、善管注意義務に違反して本物件を荒廃に至らしめたとき
- ケ 出店者が、営業に必要な許可を受けることができないとき又は営業に必要な許可の取消し、停止等の処分を受けたとき
- コ 出店者の故意又は過失による小火を含む火災及び漏水等の発生によって、モータースポーツ競走事業に支障を生じさせたとき
- サ 出店者が、企画提案した内容に反する行為を行ったとき
- シ 出店者が、市の承諾なくして休業したとき
- ス 出店者の発行する手形もしくは小切手の不渡りにより銀行取引停止処分を受け、又は支払い不能の状態に陥ったとき
- セ 著しく社会的信用を損なう行為等により、出店者として相応しくないと市が判断したとき
- ソ 出店者が、ボートレース福岡の運営を妨害したとき
- タ 出店者が、施設の秩序を乱すような行為を行ったとき
- チ 出店者が、施設を故意に損傷させたとき
- ツ 出店者が、使用許可を受けた行為を指定された場所以外で行ったとき
- テ 出店者が、暴力団又は暴力団に類する団体若しくはこれらの団体の構成員に関係したとき
- ト アからテに定めるもののほか出店者に、本契約を継続しがたい重大な背信行為があったとき

(4) 合意による解約

- ア 出店者は、契約期間の満了前に貸付契約を解約しようとする場合は、解約しようとする日の6月前までに、市に対してその旨を書面で申請するとともに、市の書面による承認を受けなければなりません。
- イ アの場合において、市は、解約金として、解約を申し出た日が属する年度の最低限度月額額の1年分の2分の1の額の納付を借受人から受けた後、承認するものとします。
- ウ 市は、契約期間の満了前に貸付契約を解約しようとする場合は、解約しようとする日の6月前までに、出店者に対してその旨を書面で通知するとともに、出店者の書面による承認を受けなければなりません。
- エ ウの場合には、貸付人借受人相互に損害賠償の請求を行わないものとします。

(5) 不可抗力による終了

- ア 天災地変その他不可抗力により貸付物件が使用できなくなる等貸付契約を引き続き継続することが困難となったときは、貸付契約は終了となります。
- イ アの場合には、市及び出店者相互に損害賠償の請求を行わないものとします。

(6) 違約金

- ア 出店者は、(3)イ～トのいずれかに該当し貸付契約が解約された場合は、解約の理由となる事実発生日が属する年度の最低限度月額額の1年分の2分の1の額を、違約金として市に支払わなければなりません。

イ アの場合において、市に損害が生じた場合で、その損害額が違約金の額を超えるとときは、出店者は、その超える額を賠償しなければなりません。

(7) 原狀回復

ア 貸付契約期間が満了又はその他の事由により貸付契約が終了する場合は、出店者は、貸付契約の終了日までに出店者の負担で店舗等を原状に回復して返還しなければなりません。

イ 前記アの場合、出店者は市に対し返還に伴って発生する費用及び立ち退き料等一切の請求をすることができません。

ウ 出店者が現状回復の義務を履行しないときは、市がこれを行い、その費用を出店者に請求できることとします。

(8) 損害賠償

ア 出店者は、店舗等の使用にあたり市又は第三者に損害を与えたときは、すべて出店者の責任でその損害を賠償しなければなりません。

イ 出店者は、その責めに帰する理由により、店舗等の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額に相当する額を損害賠償として市に支払わなければなりません。ただし、店舗等を原状に回復した場合は、この限りではありません。

(9) 店舖設置工事

ア 出店者は、出店にあたり、提案した事業計画に基づき、自らの責任と負担において、必要な設置工事を行うこととします。

イ 設置工事については、開始前に市と設計及び施工の協議を行った上、市の許可を得るものとします。市は工事終了後に履行確認を行います。この確認をもって工事が完了したものとします。

ウ 店舗工事等にあたっては、外向発売所の営業に支障のないよう配慮しなければなりません。

(10) 実地調査等

市は、貸付物件について随時に実地調査し、又は必要な報告を求め、その維持使用に関し指示することができます。

(11) その他

ア 出店者は、建築、電気、機械及び防災等の各設備を常に良好で適切な状態に保たなければなりません。

イ 貸付条件については、本要項、定期建物賃貸借契約書に定めるもののほか、市の関係条例又は規則等に定めるところによります。

ウ 店舗に係わる各種保険等には、事業者の責任及び費用負担において加入しなければなりません。

18. 応募者の資格要件

(1) 令和7年4月1日現在、コンビニ事業を3年以上継続して運営しているものであって、営

業に必要な許認可・免許等の条件を満たすことができる会社法に定める法人

- (2) 良質な商品及び優良なサービスを提供できる資力、能力を有する者であること
- (3) 開業準備に必要な資金（保証金等）の調達及び継続して貸付料の支払い能力があること
- (4) 市が指定する日までに開業ができること
- (5) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当する者でないこと
- (6) この提案競技の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

<http://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>

- (7) この提案競技の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第 1、第 2 及び第 3 の各号に規定する措置要件に該当しない者であること
- (8) 市町村税を滞納していない者であること
- (9) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること
- (10) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている法人（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた法人を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている法人（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた法人を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている法人又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている法人、手形交換所による取引停止処分を受けている法人その他の経営状態が著しく不健全であると認められる法人でないこと。
- (11) 宗教又は政治活動を主たる目的としない者であること
- (12) モーターボート競走法（昭和 26 年法律第 242 号）及び類似競技の関係法律に違反して処罰された者にあつては、処罰が終わった日から 2 年を経過している者
- (13) 他の競走場において食堂や売店の使用許可の取消しまたは停止を受けた者にあつては、取消しまたは停止を受けた日から 2 年を経過している者
- (14) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員並びに準構成員でない者

19. 質問書の提出及び回答

- (1) 質問書の受付

応募に関する質問がある場合は、質問書（様式 1）を令和 7 年 10 月 30 日（木）までに提出してください。

- (2) 提出方法及び提出先

下記「26. 提出及び問い合わせ先」に電子メールで提出してください。

電話、郵送、直接持参による質問書の受付は行いません。提出後、質問書を提出した旨を電話で連絡してください。

(3) 質問書に対する回答

令和7年11月4日(火)までに、福岡市HP(創業・産業・ビジネス > 入札・契約・公募 > 各所管課が公募する競争入札、提案競技等)に掲載します。

20. 参加申込

(1) 提出期限

令和7年11月6日(木) 17時 ※郵送の場合は必着

(2) 提出方法及び提出先

下記「26. 提出及び問い合わせ先」に、郵送(必着)または持参により提出してください。

(3) 提出書類

- ① 公募参加申請書(様式2)
- ② 出店者の沿革(様式3)
- ③ 登記事項証明書 ※提出日から3カ月以内のもの
- ④ 市町村税を滞納していないことの証明書 ※提出日から3カ月以内のもの
- ⑤ 誓約書(様式4)
- ⑥ 役員名簿(様式5)
- ⑦ 直近の決算2年分の財務諸表の写し
※直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写し
- ⑧ 営業許可証の写し
- ⑨ フランチャイズ方式で出店を行う場合は、フランチャイズ加盟が分かるもの
※フランチャイズ方式で出店者に選定された場合は、フランチャイズ契約書(写)の提出を求めます。
※守秘義務に該当する箇所は塗りつぶし可とします。

(4) 参加辞退

公募参加申請書を提出した後に、やむを得ない事情により公募への参加を辞退する場合は、令和7年11月13日(木)までに電子メールで「辞退届(様式6)」を提出してください。

(5) 応募に関する留意事項

- ① 本提案競技参加に要する一切の費用は、応募者負担とします。
- ② 提出された全ての書類等は返却しません。
- ③ 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、明らかな誤字脱字等によるもので、市の承諾を得た場合の他は認めません。
- ④ 提出書類で用いる言語は日本語、通貨は円、計量単位は特別に定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとします。
- ⑤ 通信事故による提出遅れについては、市は一切の責任を負いません。

21. 企画提案書の提出

(1) 提出期間

令和7年11月17日(月)から令和7年11月20日(木) 17時※郵送の場合は必着

(2) 提出方法及び提出先

下記「26. 提出及び問い合わせ先」に、郵送（必着）または持参により提出してください。

(3) 企画提案書

本公募要項を踏まえ、下記、「提案項目配点表」の項目について提案してください。

(4) 提出部数

原本：正本2部、副本5部

(5) 作成要領

- ① 企画提案書の様式は自由ですが、A4サイズとし、横書き、20枚以内（表紙及び目次を含まない）で作成すること。
- ② 企画提案書表紙の次に目次を、それ以降のページには、1からページ番号を記載すること。
- ③ 企画提案書における提案の記載順は、資料「提案項目配点表」の項目の順とし、各項目を見出しとして記載すること。
- ④ 企画提案書の正本の表紙には、表題として「ボートレース福岡「外向発売所内売店」出店者公募企画提案書」を記載の上、提出年月日、企業名及び担当窓口（担当部門、担当者、連絡先、電子メールアドレス）を記載し提出すること。
- ⑤ 企画提案書の副本の表紙には、表題として「ボートレース福岡「外向発売所内売店」出店者公募企画提案書」を記載の上、提案者記号、提出年月日のみを記載し提出すること。
※ 提案者記号（例：A社）は、公募参加申請書を受理した後に別途お知らせします。
- ⑥ 企画提案書等は、正本の表紙を除いて、提案者名がわかる記述を一切しないこと。
- ⑦ 企画提案書等の提出後の内容変更は一切認めない。
- ⑧ レイアウト図は、A3サイズとし、縮尺・方位を統一すること。
- ⑨ その他
 - ・ 企画提案書等は、全体にわたって参加者名（企業名）がわかるような記載は一切しないこと。やむを得ず記載する必要がある場合は、副本については黒塗り、わからないようにすること。
 - ・ 契約締結後の実現可能性について、十分考慮した上で提案すること。
 - ・ 専門知識を有しない者にも理解できるよう配慮し、図や表などを適宜使用するなど見やすく明確な企画提案書を作成すること。
 - ・ 企画提案書等で使用する言語および通貨は、それぞれ日本語と日本国通貨とする。

提案項目配点表

項目		作成にあたっての留意点	配点
1. 店舗のレイアウト図等		○店舗の外観図、平面図（全ての設備・機器類等の設置個所・名称も記載）等店舗の詳細が分かる図面を添付する	10
2. 事業計画書			
	①店舗の運営方法等	○店舗の運営方法は直営か、又はフランチャイズ加盟店への運営委託かを明記する （フランチャイズの場合、運営委託する加盟店を記入する） ○店舗への支援体制を記載 ○物流・商品管理システムを記載	5
	②店舗のコンセプト	○店舗のコンセプトについて具体的内容及び提案理由を記入	5
	③商品、サービスの構成、種類、価格	○ 店舗で販売を予定している主な商品及び予定している価格・サービスの種類、機能を記入 ○ 特色のある商品は、写真を添えて説明を記載 ○ 商品の搬入、搬出計画	10
	④環境等への配慮	○店舗に設置する設備・機器類（店舗に設置する設備・機器類全ての名称・能力・消費電力の一覧表を作成する） ○店舗から発生する商品・包装等の廃棄物を適正に処理するための方法・措置等を記載 ○清掃や廃棄物の処理の計画や考え方を記載	5
	⑤従業員の配置体制等	○従業員の配置体制を作成 ・従業員配置の基本的な考え方 ・組織図（指揮命令系統が分かるもの） ・従業員の勤務体制等 従業員配置計画、勤務体制（時間帯別の配置人員）がわかるもの ・従業員の教育・訓練の具体的体制や考え方を記載	5

項目		作成にあたっての留意点	配点
	⑥クレーム・要望への対応	○利用者からの要望・クレーム等への対応について記載	10
	⑦安全管理、食品衛生、品質管理	○店舗の防犯・防災等の安全管理、及び食品衛生・品質管理について、事故防止の体制及び事故への対応策がわかるように記載 ○店舗に係わる各種保険等について（補償金額など大まかな条件）	15
	⑧設置工事	○工事工程と各工事内容を記載	5
	⑨収支計画	○5年間の収支計画（収支計画には、当該店舗の年間売上高・年間客数・客単価、原価・人件費の他、店舗設置に要する初期設備投資額について記載して下さい）を作成	5
	⑩貸付料率	○年間貸付料率（年間売上の○%） （提案貸付料率には、消費税相当額を含む） ※年間貸付料率は、貸付料月額の算定に使用します。 ※年間売上については、自動販売機の売上も含めた総売上で算出のこと	10
	⑪出店実績等	○官公署や公共施設において、直近2年間に行った売店の運営実績	5
	⑫その他	○その他優位性、特徴を記載 ※パンフレット等を添付しても可	5
		○「ふくおか『働き方改革』推進企業」に認定されているか	5
		合計	100

22. 出店者の選定等

(1) 選定方法

出店者を選定するために設置する「ポートレース福岡「外向発売所内売店」出店者公募」審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、「提案項目配点表」に基づき、企画提案内容等について審査を行い、最も得点が高いものを出店候補者、次に優位な応募者を次点者とします（評価内容により次点者を定めないことがあります）。

(2) 書類審査

提案書類の提出締切後、審査委員会において次のとおり書類審査を実施します。

① 審査期間 令和7年11月25日（火）～12月2日（火）

審査期間内に審査委員から出た質問への回答は参加者に個別に依頼します。

② 最低基準点

審査委員の合計点数の平均が60点（満点100点×6割）以上になった者がいない場合は、出店候補者を決定しないこととします。

(3) 出店候補者の決定

審査結果（採用または不採用）は、決定後速やかに応募者全員に通知します。あわせて、福岡市ホームページにて公表します。（予定：令和7年12月上旬頃）

なお、審査結果等についての異議申し立ては受け付けません。

23. 失格要件

以下のいずれかに該当する場合は失格となることがあります。なお、審査委員会で決定した出店候補者が失格、その他の事由により契約相手方として決定されなかった場合は次点者を契約相手方とします。

(1) 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき

(2) 審査委員会委員やその関係者に接触を求めるなど、評価の公平性を害する行為を行ったとき

(3) 出店者において資金状況の変化等があったことにより、運営が困難であると市が判断したとき

(4) 応募資格に適合しなくなったとき、または本要項に違反したとき。

24. 契約締結

(1) 契約の締結

① 福岡市と出店候補者との間で、開店にあたっての細目を協議します。

なお、契約締結に至らない場合は、次点者と契約手続きのための協議を行います。

② 福岡市と出店候補者は、令和8年4月に契約締結を予定しています。契約締結時に、提出日前3か月以内に発行された印鑑登録証明書（原本）を提出してください。

③ 本件契約書に貼付する収入印紙及び本件契約締結に関して必要な費用は、出店候補者の負担とします。

25. スケジュール

	項目	日程
1	募集開始	令和7年10月27日（月）
2	質問締切	令和7年10月30日（木）
3	質問回答	令和7年11月4日（火）
4	申込締切	令和7年11月6日（木）17時まで
5	申込辞退	令和7年11月13日（木）
6	提案書提出期間	令和7年11月17日（月）～ 令和7年11月20日（木）17時まで
7	書類審査	令和7年11月25日（火）～ 令和7年12月2日（火）
8	選定結果通知	令和7年12月上旬頃（予定）
9	契約締結	令和8年4月1日以降（予定）

26. 提出及び問い合わせ先

福岡市中央区那の津1丁目7番5号

福岡市経済観光文化局ボートレース事業部経営企画課（総務係）

電 話：092-771-6087

メール：keieikikaku.EPB@city.fukuoka.lg.jp

費用負担一覧表

項 目	内 容	市	出店者	備 考
建築工事費	床、天井、壁		●	保守、修繕含む
電気設備工事費	電灯及び動力電源		●	保守、修繕含む
	基本照明		●	保守、修繕含む
	コンセント		●	保守、修繕含む
	非常照明、誘導灯、自火報等	●		保守、修繕含む
機械設備工事費	給排水衛生	●		保守、修繕含む
	換気	●		保守、修繕含む
	空調		●	保守、修繕含む
貸付料			●	
保証金			●	
光熱水費			●	
追加導入工事費	サイン、メニュー看板		●	出店者の負担で設計・購入・設置工事
	厨房機器		●	出店者の負担で設計・購入・設置工事
	備品什器（レジ等）		●	出店者の負担で設計・購入・設置工事
	その他造作の導入費		●	
建物付属設備の改修費			●	
食材費			●	
商品の仕入れ管理			●	
各種維持管理費用	蛍光灯、管球交換		●	
	給水機		●	清掃、消毒等

※市が負担し設置した設備については、原則として既設のものを使用すること。

項 目	内 容	市	出店者	備 考
営業用消耗品	調理器具、食器類		●	
	紙コップ、紙ナプキン、 ふきん等		●	
	清掃用具		●	営業時間中の飲食コーナーの清掃を含む (清掃用具は出店者が負担)
	防災備品（ヘルメット等）		●	
	事務用品		●	
衛生管理費	厨房内消毒作業		●	
	駆虫、駆獣		●	
	従業員保健衛生管理		●	
	食品衛生法に基づく衛生管理		●	
清掃	飲食コーナー、デッキの 日常清掃		●	テーブル、床、窓等
	売店及び売店周辺の日常清掃		●	
	店舗内定期清掃		●	ホール床面ワックス等
	厨房内日常清掃		●	グリストラップ、グリスフィルター、 床、シンク、什器等含む
	厨房内定期清掃		●	グリストラップ、グリスフィルター、レ ンジフード、ダクト含む
廃棄物処理費			●	
保健所への営業許可手続き			●	
人件費			●	求人含む
被服費			●	
通信費			●	電話、LAN工事等含む
宣伝費			●	
保険料			●	